



長野県報

5月24日(月)
平成22年
(2010年)
第2167号

目 次

告 示

| | |
|------------------------------------|---|
| 地方バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正（交通政策課） | 2 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課） | 8 |
| 保安林予定森林（森林づくり推進課） | 8 |
| 解除予定保安林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課） | 8 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 9 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 9 |

公 告

| | |
|--|----|
| 特定調達契約に係る落札者の決定（情報統計課情報システム推進室） | 10 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（生活排水課） | 10 |
| 県営土地改良事業計画の縦覧（農地整備課） | 10 |
| 平成9年6月2日付け長野県公告（森林病害虫等防除法に基づく長野県防除実施基準）の一部改正（森林づくり推進課） | 11 |
| 平成9年6月2日付け長野県公告（森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林および被害拡大防止森林の区域の指定）の一部改正（森林づくり推進課） | 11 |
| 土地改良事業の工事の完了の届出（3件）（農地整備課） | 11 |
| 警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課） | 11 |
| 一般競争入札（教学指導課） | 12 |
| 一般競争入札（特別支援教育課） | 13 |
| 正誤（農地整備課） | 14 |

長野県告示第301号

地方バス運行対策費補助金交付要綱（平成14年長野県告示第21号）の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

第2第6号及び第7号中「をいう。」の次に「(車両減価償却費等補助金に係る補助対象経費を除いて算出すること。)」を加える。

第7を削る。

第8中「同表の第5欄」を「同表の第4欄」に改め、同第8を第7とし、第9を削る。

別表第2の3を次のように改める。

3 車両減価償却費等補助金

| 補助対象事業者 | 補助対象車両 | 補助対象経費 | 補助率 |
|----------------------------|---|--|---------------|
| 生活交通路線維持費補助金の補助対象事業者に該当する者 | <p>補助対象期間中に新たに購入等を行い、主として生活交通路線の運行の用に供する車両。なお、車両の種別は地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>(2) ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） 次に掲げるもの</p> <p>ア 標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号）に基づく認定を受けたもの（以下「標準仕様ノンステップバス」という。）</p> <p>イ アに掲げるもののほか、知事が認めたもの</p> <p>(3) 小型車両 ((1)及び(2)の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)</p> | <p>1 補助対象車両購入費に係る次の(1)と(2)の合計額とする。</p> <p>(1) アの額。ただし、償却期間5年を適用しない事業者にあっては、ア又はイのいずれか少ない額。また、特別償却を行う場合にあっては、当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとする。</p> <p>ア 減価償却費として、償却期間を5年、償却率を定率法にあっては50%、定額法にあっては20%として次式により計算された額 補助対象車両購入費（定率法の2年目以降にあっては、残存価格）× <u>当該車両の減価償却率×補助対象期間中に使用していた月数</u> 12（月）</p> <p>イ 減価償却費として、事業者が設定した償却率をもって計算された額</p> <p>(2) 金融費用（年2.5%を上限とする。）</p> <p>2 リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法については、1と同様とする。</p> <p>3 補助対象車両購入費は、車両本体及び生活交通路線の運行に必要な附属品の価格の合計額とし、1両につき次の(1)又は(2)のいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>(1) ワンステップ型車両については1,300万円（小型車両は1,200万円）、ノンステップ型車両については1,500万円（それぞれ消費税を除く。）</p> <p>(2) 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額</p> | 補助対象経費の2分の1以内 |

別表第3を次のように改める。

(別表第3)(第4、第6、第7関係)

| 第1欄 | 第2欄 | | | 第3欄 | 第4欄 |
|-----------------------------|---|---|------------------------------------|---|---|
| | 申請書 | 関係書類 | 提出期限 | | |
| 生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金 | 生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金交付申請書 (様式第1号) | 1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定期表(様式第2号) 2 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項に規定する事業報告書(車両減価償却費等補助金に係る補助対象経費を除いて作成したもの)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 3 当該運行系統の時刻表 4 当該運行系統と他の路線バス事業者の運行系統との関係を表示した地図(以下「地図」という。) | 別に定める。 | 生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金交付申請取下書 (様式第3号) | 生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金交付請求書 (様式第4号) |
| 車両減価償却費等補助金 | 車両減価償却費等補助金交付申請書 (様式第7号) | 1 補助対象購入車両減価償却費及び購入に係る金融費用の根拠となる書類 2 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し 3 低床型車両でノンステップ型のもののうち、標準仕様ノンステップバス以外のものについて補助を受けようとする場合は、その理由を記載した書類 4 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し 5 自動車登録事項等証明書の写し 6 バス車両の主要部分の写真 7 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況を示す書類(車両数及び平均車齢) | 別に定める。 (3については車両購入前の別に定める日とする。) | 車両減価償却費等補助金交付申請取下書 (様式第8号) | 車両減価償却費等補助金交付請求書 (様式第9号) |

別表第4の生活交通路線維持費補助金及び経営改善促進支援事業補助金の項中

- 「 1 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 2 補助金の交付を受けた日から1年間運行を確保すること。なお、運行が困難となった場合は、知事に報告して、その承認を得ること。」を「 1 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。」に、「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5 生活交通路線」を「4 生活交通路線」に、「6 補助金」を「5 補助金」に、「7 6」を「6 5」に改め、同表の車両購入費補助金の項を次のように改める。

| | |
|-------------|--|
| 車両減価償却費等補助金 | 1 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、車両減価償却費等補助事業変更承認申請書(様式第10号)を知事に提出して、その承認を得ること。 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、車両減価償却費等補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第11号)を知事に提出して、その承認を得ること。 3 生活交通路線に該当しなくなった場合において、知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。 4 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。 5 4の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。 |
|-------------|--|

様式第1号中「事業報告書」の次に「(車両減価償却費等補助金に係る補助対象経費を除いて作成したもの)」を加える。

様式第7号を次のように改める。

(様式第7号)

番号
年月日

長野県知事 殿

名称及び代表者氏名 印
所 在 地

年度車両減価償却費等補助金交付申請書

年度車両減価償却費等補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--------|-------|
| 千円 | 千円 |

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請の概要

初年度(平成 年度)

| 補助プロック名 | 申請番号 | 生活交通路線 名称又は区間 | 生活交通路線維持費補助金 申請番号 | 車両の種別 | 乗車定員 (人) | 車両の長さ (m) | 購入等年月日 | 購入等の種別 (現金、割賦、リース) | 自動車登録番号 |
|---------|------|------------------|----------------------|-------|-------------|--------------|--------|-----------------------|---------|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法又は定額法)

| |
|--|
| |
| |

| 生活交通 路線維持 費補助金 申請番号 | 実費購入費(円) *消費税を除く | | | | 実費購入費合計額 から備忘価格を控 除した額(円) $\square - 1\text{円} = \triangle$ | ■と限度額のうち 少ない方の額(円) \square | 普通償却限度額 (円) (定率法) $\square \times 0.5 = \triangle$ (定額法) $\square \times 0.2 = \triangle$ | 特 別 償却額 (円) \square | 償 却 限 度額 (円) $\square + \triangle = \square$ | 事業者 償却額 (円) \square | ■と△のう ち少ない方 の額(円) \square | 償却 期間 (月) \square | 補助対象経費 $\square \times \square \div 12\text{ (月)} = \triangle$ | 補助申請額 (千円) $\triangle \times 1/2 = \square$ |
|------------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|--|--|------------------------------------|--|--------------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|---|---|
| | 車両 価格 \square | 附属品 価 格 \square | 改 造 費 \square | 合 計 $\square + \square + \square = \square$ | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|---|
| *残存価格 (円) $\square - \triangle = \square$ |
| |
| |
| |

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利金等又は元金均等)

| |
|--|
| |
| |

| 生活交通 路線維持 費補助金 申請番号 | 金融費用補助 対象額(円) \square の額以内 | 償還期間 (月) | 借入利率(%) 年利 \square | □と2.5%の うち低い方の 率(%) \square | 補助対象経費 \square | 補助申請額(千円) $\square \times 1/2 = \triangle$ |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|----------------------------|--|---------------------|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

【所要経費】

| | |
|-------------------|-------------------|
| 補助対象経費（千円） 四〇〇 | 補助金申請額（千円） 三〇〇 |
| | |

2年目以降（平成 年度）

| 補助ブロック名 | 申請番号 | 生活交通路線 名称又は区間 | 生活交通路線維持費補助金 申請番号 | |
|---------|------|------------------|----------------------|-----|
| | | | 当該年度 | 初年度 |
| | | | | |
| | | | | |

【購入車両減価償却費】

- 事業者の減価償却方法(定率法又は定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

A large, empty rectangular frame with a double-line border, designed for drawing or writing.

【車両購入金融費用】

- #### ○事業者の返済方法（元利金等又は元金均等）

ANSWER

【所要経費】

| 補助対象経費（千円） □+□ | 補助金申請額（千円） □+□ |
|-------------------|-------------------|
| | |

(1) 記載要領

- 1 申請の概要是、補助申請車両1両ごとに申請番号を変えて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2 「生活交通路線維持費補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統（生活交通路線）に係る維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープ若しくはリフト付き車両（標準仕様又はそれ以外の車両）又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。
- 4 「乗車定員」の欄は、座席数（運転席を含む。）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両の保安基準第24条、第53条）。
- 5 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
- 6 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
- 7 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償却期間に係る償還表を提出すること。
- 8 「補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てる。
- 9 実費購入費については、売買契約書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した証拠書類を提出すること。
- 10 リース車両についても当該記載要領を準用するが、リース総額の契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。

(2) 添付書類

- 1 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる書類（上記(1)7、9、10関連）
- 2 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し
- 3 低床型車両でノンステップ型のもののうち、標準仕様ノンステップバス以外のものについて補助を受けようとする場合は、その理由を記載した書類
- 4 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し
- 5 自動車登録事項等証明書の写し
- 6 バス車両の主要部分の写真
- 7 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況を示す書類（車両数及び平均車齢）

様式第8号中「車両購入費補助金」を「車両減価償却費等補助金」に改める。

様式第9号を削る。

様式第10号中「車両購入費補助金」を「車両減価償却費等補助金」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「車両購入費補助金」を「車両減価償却費等補助金」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第12号中「車両購入費補助金」を「車両減価償却費等補助金」に改め、同様式を様式第11号とする。

交通政策課

長野県告示第302号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
木曽町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第303号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曽郡大桑村大字野尻981の5、1819の1
- 2 指定の目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第304号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市下久堅下虎岩889の4、890の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第305号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市南信濃八重河内1031の19から1031の21まで（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第306号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字新野3720の1、3720の2（次の図に示す部分に限る。）、3720の7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第307号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月24日

長野県知事 村井 仁

1 解除に係る保安林の所在場所

南佐久郡川上村大字御所平17の1（次の図に示す部分に限る。）、17の10、17の11

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県諏訪建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年6月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月24日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤直喜

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 299号

3 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|-----------|--------|
| 茅野市北山字本田8785番の3地先から 茅野市湖東字前田9660番の1地先まで | 旧 | 8.3～25.5 | 0.4500 |
| 茅野市北山字本田8785番の3地先から 茅野市湖東字前田9660番の1地先まで | | 13.5～19.5 | 0.3500 |
| 茅野市北山字本田8785番の3地先から 茅野市湖東字前田9660番の1地先まで | 新 | 13.5～19.5 | 0.3500 |

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年6月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年5月24日

長野県松本建設事務所長 小平重登

1(1) 路線名 惣社岡田線

(2) 供用を開始する期間

松本市大字里山辺1467番地先から

松本市大字里山辺1172番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年5月24日

2(1) 路線名 湯の原荒町線

(2) 供用を開始する期間

松本市大字里山辺字湯の原264番地先から

松本市大字里山辺1042番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成22年5月24日

道路管理課